

「 小 論 文 」

〈60分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

【問題】 次の文章を読んで後の設問に答えなさい。（配点 100 点）

日本の少子化はますます進んでいる。これに対処すべく、政府は「次元の異なる少子化対策」をとる方針を打ち出し、その一環として、児童手当の所得制限を撤廃することが検討されている。

児童手当というのは、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している親などに支給されるものである。2023年5月現在の制度では、扶養親族が2人（児童1人と年収103万円以下の配偶者の場合など）であれば、①所得制限限度額として年間698万円（収入額目安で917.8万円）、②所得上限限度額として年間934万円（同1,162万円）が設定されている。所得が①未満の場合、児童が3歳未満であれば児童1人あたり毎月一律15,000円、3歳以上小学校修了前であれば10,000円（第3子以降は15,000円）、中学生であれば一律10,000円が支給される。所得が①以上で②未満の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給されるが、所得が②以上だと、児童手当は支給されない。

子どもの数を増やすために、このような所得制限を撤廃しようというのである。これに賛成する意見としては「収入が高いから手当をもらえないのは不公平である」「所得の多寡にかかわらず、子ども一人の価値は変わらないので平等に扱うべきだ」「所得が多くても子育てが楽になるわけではない」といったものがある。

所得制限の問題点としては、制限ぎりぎりの者をどのように考えるのかという問題もある。上記の例でいえば、所得が697万円の甲さんは児童が3歳未満であれば毎月15,000円＝年間180,000円の支給を受けることになるが、所得が698万円の乙さんは毎月5,000円＝年間60,000円しかもらえない。この結果、乙さんは所得が多いのに、甲さんに比べて使えるお金が110,000円少ないという逆転現象が起こる。(a) 同じ問題は、所得上限限度額ぎりぎりの場合でも起こる。

他方、このような不公平が発生するとしても、それは極めて少数の人にしか生じ得ないので、これを理由に、所得制限を廃止すべきだというのはおかしいとする意見もある。「所得が高いなら児童手当を貰わなくてもやっていけるはずだ」「所得が高い世帯に児童手当を支給するのはかえって不平等を助長す

る」「財源は有限なのだから、所得の少ない世帯に優先的にわりあてるべきだ」といった所得制限撤廃反対論もある。

設問1 (a)は、どのような現象を指しているのか、簡潔に答えなさい。

設問2 あなたは、児童手当の所得制限に賛成ですか、反対ですか。その理由と共に述べなさい。ただし、「所得制限に賛成であるが、この点は改善すべきだ」といった答えでもかまわない。